



常任委員会の審査から

議案や請願は詳細に審査するため、担当常任委員会に委ねられ、専門的に審査されます。主な審査内容を各常任委員長が要約してお知らせします。

各種制度改革への対応。育児休業者も増えている。職員数は新年度12人増の416人にする方針。人的補てんをしつつ効率化に取り組む。

職員の市内在住者は

57・5%が市内に在住している。新規採用職員については、市内にと働きかけている。

法人税は2529万円減だが

市内法人の申告状況は概ね良好。高額の納税法人が転出し、下期分が減額になったもの。

ふるさと納税はプラスか

28年度の納税額は3300万円。流出額2782万円。申告期間中であり、一概に言えない。

公金の管理は。レジスターは

ご指摘を受けしつかり取り組む。レジスターは預り金やつり銭に誤りがないか自動で計算。3月1日から稼働している。

賛成多数で可決

総務水道常任委員会

◆平成29年度一般会計予算

施政方針で庁舎建設費15億円を削減と市長は述べたが、どこと比較したのか。その内容は、26年3月の基本設計の52億4千万円と比較している。建設事業に係るものに加えて、既に発注した工事費の請負差額も反映している。

時間外手当は前年度比、2177万円の増。今後の考えは、今年度は市制20周年記念事業。



◆吉川市印鑑条例の一部を改正する条例
証明書交付にコンビニの多機能コピー機を使うというが、マイナンバーカードが必要か。その手順の説明を。

交付には個人番号カードが必要

要。暗証番号の入力。証明書種類の選択。手数料入金。取得へ。マイナンバーカードの取得数は、使用できないコンビニは、取得数は約5000枚。7%程度。市内32店舗中、使えないのは吉川駅構内の店舗など3ヶ所である。

賛成全員で可決

建設生活常任委員会

◆越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業施行条例

清算金の延滞金が10・75%を乗じた額とすることについて。延滞金を払えなかった場合は、税金と同様に徴収作業をさせていただく。土地区画整理法では、年10・75%以内で定められるという事になっており、悪質な滞納を防止するためにも、この数値を採用した。

賛成全員で可決

◆平成28年度一般会計補正予算

農業振興費の減額について。認定農業者への事業費補助金。当初見込みは機械購入15件、雇用賃金16件だったが、実績は機械購入12件、雇用賃金14件のため減額補正した。

公園費工事請負費の減額について。中曽根公園の駐車場整備を予定していたが、地域の方から公

園を狭くしてほしくないといった意見があり、再度検討することとなった。

賛成全員で可決



現地視察のようす

◆平成29年度一般会計予算

交通安全対策・40Wの防犯灯はリースとしたが、今回の80W以上を工事とした理由は、前は、5410灯あったが、今回は157灯と少数なため工事費とした。なお、修繕については、独立柱以外の共架式157灯で、全体の2割程度。

都市計画街路整備事業・越谷吉川線の進捗状況について。

県施行の吉川橋関係は、工事が約45%、用地買収率が95%と聞いている。中央土地区画整理事業地内は、計画延長1600mのうち、H28年度末見込みで約1210m、74%の整備が完了。

賛成全員で可決

文教福祉常任委員会

3月7日、委員会開会后、先の12月議会の文教福祉常任委員長の辞任を求める決議の可決を受けての委員長の進退について確認があり、委員長辞任の意思がないとの確認がされました。当該委員長の下での議事進行には応じられない旨の発言があり、休憩を求める動議の可決により暫時休憩となり委員が退席しました。その後、会議を再開するための定足数を満たせず、散会となりました。また、8日の委員会においても同様に散会となりました。付託されました議案につきましては、審査未了となりました。

なお、委員会に付託されました議案につきましては、本会議において審議されました。

ホームページ

ぜひ、ご覧ください！市のホームページでは、意見書の全文や本会議の会議録、議会活動などをご覧いただけます。

ぜひ、ご利用ください。



議会を傍聴しませんか！ 次回定例会の予定

市の重要な施策や皆さんに身近な問題が審議されます。お気軽にお越しください。

- 6月2日(金) 本会議【開会日・議案上程】
 - 6月6日(火) 本会議【議案審議】
 - 6月7日(水) 委員会【総務水道・建設生活】
 - 6月8日(木) 委員会【文教福祉】
 - 6月9日(金) 委員会【請願審査】
 - 6月13日(火) 本会議【委員長報告】
 - 6月14日(水) 本会議【一般質問】
 - 6月15日(木) 本会議【一般質問】
 - 6月16日(金) 本会議【一般質問・閉会日】
- ※議事運営上、日程が変更になる場合があります。

傍聴時のお願い

- ◆本会議は午前10時、委員会は午前9時30分に開会します。
- ◆なお、傍聴の際は、次のお守りいただく事項があります。
- ◆静粛にすること
- ◆議場での言論に対し、拍手等により可否を表明するような行為を行わないこと
- ◆騒ぎ立てる等、議事の妨害をしないこと
- ◆携帯電話等の電子機器の電源を切ること
- ◆係員の指示に従うこと